

利用者負担額（幼稚園保育料）について

平成 30 年 9 月よりすべての階層において保育料が 0 円となりました。

ただし、下記の表により階層を決定する必要がありますので、転入者や世帯の状況が変わった方は必要書類の提出をお願いいたします。また、平成 30 年 8 月までの滞納分については、これまでと同様お支払いいただくことになります。

記

1. 利用者負担額基準額表

教育標準時間認定（1号認定）月額

階層	区分	第1子	第2子 (半額)	第3子 (無料)
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）			
	母子世帯等	0	0	0
3	市民税所得割課税額77,100円以下の世帯			
	母子世帯等	0	0	0
4	市民税所得割課税額211,200円以下の世帯			
	その他	0	0	0
5	市民税所得割課税額211,201円以上の世帯	0	0	0

■階層は、父母（場合によっては祖父母等の同居世帯員）の市民税所得割課税額の合計額。

■次の税額控除が適用される場合は、控除適用前の額が基準となります。

「住宅借入金等特別税額控除」、「配当控除」、「外国税額控除」、「寄付金控除」

■母子世帯等とは、母子及び父子世帯並びに在宅障がい者のいる世帯を指します。

■階層決定の方法

(1) 令和 3 年 4 月～8 月分・・・令和 2 年度の市民税額等により決定

(2) 令和 3 年 9 月～令和 4 年 3 月分・・・令和 3 年度の市民税額等により決定

■各年 1 月 1 日現在の住民登録地が名護市以外の場合は、住民登録していた市町村の所得課税証明書(総収入・税額・控除の全項目入り)が必要となります。申告は各年 1 月 1 日に住民登録していた市町村で行ってください。※無償化であっても、証明書の提出は必要となります。

2. 階層決定に係る必要書類

世帯の状況	必要書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書
母子父子世帯 (離別・死別・非婚問わず)	①児童扶養手当受給者証の写し 受給していない場合は離婚日の記載のある戸籍謄本 ②母子または父子の保険証
在宅障がい者のいる世帯	障害者手帳・療育手帳の写し又は特別児童扶養手当受給者証の写し
生計は同一で、別居している子(兄姉)がいる	保育・幼稚園課幼稚園担当へお問合せください(上記「利用者負担額基準額表」の第 2 階層及び第 3 階層のみ必要)

<お問合せ>

名護市こども家庭部 保育・幼稚園課 幼稚園担当 ☎0980-53-1212 (内線 382)